

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】令和4年3月10日(2022.3.10)

【公開番号】特開2021-103607(P2021-103607A)

【公開日】令和3年7月15日(2021.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-031

【出願番号】特願2021-70350(P2021-70350)

【国際特許分類】

G 11 B 5/70(2006.01)	10
G 11 B 5/738(2006.01)	
G 11 B 5/735(2006.01)	
G 11 B 5/73(2006.01)	
G 11 B 5/706(2006.01)	
G 11 B 5/702(2006.01)	
G 11 B 21/10(2006.01)	
G 11 B 23/037(2006.01)	
G 11 B 15/43(2006.01)	
G 11 B 5/84(2006.01)	
G 11 B 5/845(2006.01)	20

【F I】

G 11 B 5/70		
G 11 B 5/738		
G 11 B 5/735		
G 11 B 5/73		
G 11 B 5/706		
G 11 B 5/702		
G 11 B 21/10	B	
G 11 B 23/037		
G 11 B 15/43		
G 11 B 5/84	Z	
G 11 B 5/845	A	

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月2日(2022.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

【特許請求の範囲】

【請求項1】

磁性層、非磁性層、ベース層およびバック層をこの順に有する層構造を有する磁気記録媒体であって、

前記磁気記録媒体の平均厚み t_T が、 $t_T = 5.3 \mu m$ であり、

前記磁性層は前記磁気記録媒体の長手方向に沿ってのびる複数のサーボバンドを有しており、

前記磁性層は磁性粉と第一の接着剤を有し、

前記ベース層はポリエステル系樹脂を含み、

前記非磁性層は非磁性粉と第二の接着剤を有し、

50

前記非磁性層の平均厚み t_n が、 $0.01 \mu m$ $t_n = 1.0 \mu m$ であり、前記磁気記録媒体を $1 / 2$ インチ幅かつ $250 mm$ の長さに切り出したサンプルに対して、温度 25 相対湿度 50% の環境下において、前記サンプルの長手方向に $0.2 N$ 、 $0.6 N$ 、及び $1.0 N$ の荷重をこの順にかけ、 $0.2 N$ 及び $1.0 N$ の荷重がかけられた場合において測定された前記サンプルの幅を用いて、以下の式より求めた、前記磁気記録媒体の長手方向のテンション変化に対する前記磁気記録媒体の幅方向の寸法変化量 w が、 $680 [ppm/N]$ w である、磁気記録媒体：

【数1】

$$\Delta w [ppm/N] = \frac{D(0.2N) [mm] - D(1.0N) [mm]}{D(0.2N) [mm]} \times \frac{1,000,000}{(1.0[N]) - (0.2[N])}$$

10

(但し、式中、 $D(0.2N)$ 及び $D(1.0N)$ はそれぞれ、前記サンプルの長手方向に $0.2 N$ 及び $1.0 N$ の荷重をかけたときの前記サンプルの幅を示す。)。

【請求項2】

前記磁気記録媒体の垂直方向における角形比が 65% 以上である、請求項1に記載の磁気記録媒体。

【請求項3】

前記非磁性粉は、Fe 基非磁性粒子を含有し、前記 Fe 基非磁性粒子の粒子体積が $4.0 \times 10^{-5} \mu m^3$ 以下である、請求項1または2に記載の磁気記録媒体。

20

【請求項4】

寸法変化量 w が、 $700 [ppm/N]$ $w = 8000 [ppm/N]$ である、請求項1から3のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項5】

前記磁気記録媒体の前記平均厚み t_T が、 $t_T = 5.2 \mu m$ である、請求項1から4のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項6】

前記磁気記録媒体の前記平均厚み t_T が、 $t_T = 5.0 \mu m$ である、請求項1から5のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

30

【請求項7】

前記非磁性層の平均厚み t_n が、 $0.01 \mu m$ $t_n = 0.9 \mu m$ である、請求項1から6のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項8】

前記非磁性層の平均厚み t_n が、 $0.01 \mu m$ $t_n = 0.7 \mu m$ である、請求項1から7のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項9】

前記寸法変化量 w が、 $700 [ppm/N]$ $w = 800 [ppm/N]$ である、請求項1から8のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

40

【請求項10】

前記寸法変化量 w が、 $750 [ppm/N]$ $w = 800 [ppm/N]$ である、請求項1から9のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項11】

前記バック層の表面粗度 R_{ab} が、 $3.0 nm$ $R_{ab} = 7.5 nm$ である、請求項1から10のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項12】

前記磁気記録媒体の前記磁性層側の表面と前記バック層側の表面との間の摩擦係数 μ が、 $0.20 \mu = 0.80$ である、請求項1から11のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項13】

50

温度膨張係数 が、 6 [ppm /] 9 [ppm /] であり、 且つ、
 湿度膨張係数 が、 5 . 5 [ppm / % RH] である、
 請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 14】

ポアソン比 が、 0 . 25 である、 請求項 1 から 13 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 15】

長手方向の弾性限界値 MD が、 0 . 7 [N] MD である、 請求項 1 から 14 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 16】

前記弾性限界値 MD が、 弹性限界測定を行う際の速度 V に依らない、 請求項 15 に記載の磁気記録媒体。

【請求項 17】

前記磁性層が垂直配向しているものである、 請求項 1 から 16 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 18】

前記バック層の平均厚み t_b が、 $t_b = 0 . 6 \mu m$ である、 請求項 1 から 17 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 19】

前記磁性層の平均厚み t_m が、 $35 nm - t_m - 120 nm$ である、 請求項 1 から 18 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 20】

前記磁性粉が、 酸化鉄磁性粉、 バリウムフェライト磁性粉、 コバルトフェライト磁性粉、 又はストロンチウムフェライト磁性粉を含む、 請求項 1 から 19 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 21】

前記磁性粉が、 バリウムフェライト磁性粉を含み、

前記磁性層の平均厚み t_m が、 $35 nm - t_m - 100 nm$ であり、

前記磁気記録媒体の垂直方向における保磁力 H_c が、 $160 kA/m$ 以上 $280 kA/m$ 以下である、 請求項 1 から 20 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 22】

前記第一の結着剤が、 ポリウレタン系樹脂または塩化ビニル系樹脂を含む、 請求項 1 から 21 のいずれかに記載の磁気記録媒体。

【請求項 23】

前記第二の結着剤が、 ポリウレタン系樹脂または塩化ビニル系樹脂を含む、 請求項 1 から 22 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 24】

前記サーボバンドには、 複数のハの字状のサーボパターンが記録されている、 請求項 1 から 23 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 25】

前記磁気記録媒体の幅が、 $11 mm$ 以上 $19 mm$ 以下である、 請求項 1 から 24 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体。

【請求項 26】

請求項 1 から 25 のいずれか一項に記載の磁気記録媒体と、

カートリッジケースと、

リールを含み、

前記磁気記録媒体が、 前記リールに巻き取られた状態で前記カートリッジケース内に収容されている磁気記録カートリッジ。

【請求項 27】

前記磁気記録媒体の先端が引き出し可能に構成されている、 請求項 26 に記載の磁気記録

10

20

30

40

50

カートリッジ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本技術は、磁性層、非磁性層、ベース層およびバック層をこの順に有する層構造を有する磁気記録媒体であって、

前記磁気記録媒体の平均厚み t_T が、 $t_T = 5.3 \mu m$ であり、

前記磁性層は前記磁気記録媒体の長手方向に沿ってのびる複数のサーボバンドを有しており、

前記磁性層は磁性粉と第一の接着剤を有し、

前記ベース層はポリエスチル系樹脂を含み、

前記非磁性層は非磁性粉と第二の接着剤を有し、

前記非磁性層の平均厚み t_n が、 $0.01 \mu m < t_n < 1.0 \mu m$ であり、

前記磁気記録媒体を $1/2$ インチ幅かつ $250 mm$ の長さに切り出したサンプルに対して、温度 $25^\circ C$ 相対湿度 50% の環境下において、前記サンプルの長手方向に $0.2 N$ 、 $0.6 N$ 、及び $1.0 N$ の荷重をこの順にかけ、 $0.2 N$ 及び $1.0 N$ の荷重がかけられた場合において測定された前記サンプルの幅を用いて、以下の式より求めた、前記磁気記録媒体の長手方向のテンション変化に対する前記磁気記録媒体の幅方向の寸法変化量 w が、 $680 [ppm/N] < w < 800 [ppm/N]$ である、磁気記録媒体：

【数1】

$$\Delta w [ppm/N] = \frac{D(0.2N) [mm] - D(1.0N) [mm]}{D(0.2N) [mm]} \times \frac{1,000,000}{(1.0[N]) - (0.2[N])}$$

(但し、式中、 $D(0.2N)$ 及び $D(1.0N)$ はそれぞれ、前記サンプルの長手方向に $0.2 N$ 及び $1.0 N$ の荷重をかけたときの前記サンプルの幅を示す。) を提供する。前記磁気記録媒体の垂直方向における角形比が 65% 以上でありうる。

前記非磁性粉は、Fe 基非磁性粒子を含有し、前記 Fe 基非磁性粒子の粒子体積が $4.0 \times 10^{-5} \mu m^3$ 以下でありうる。

寸法変化量 w は、 $700 [ppm/N] < w < 800 [ppm/N]$ でありうる。

前記磁気記録媒体の前記磁気記録媒体の平均厚み t_T は、 $t_T = 5.2 \mu m$ でありうる。

前記磁気記録媒体の前記磁気記録媒体の平均厚み t_T は、 $t_T = 5.0 \mu m$ でありうる。

前記非磁性層の平均厚み t_n が、 $0.01 \mu m < t_n < 0.9 \mu m$ でありうる。

前記非磁性層の平均厚み t_n が、 $0.01 \mu m < t_n < 0.7 \mu m$ でありうる。

前記寸法変化量 w は、 $700 [ppm/N] < w < 800 [ppm/N]$ でありうる。

。

前記寸法変化量 w が、 $750 [ppm/N] < w < 800 [ppm/N]$ でありうる。

。

前記バック層の表面粗度 R_{ab} は、 $3.0 nm < R_{ab} < 7.5 nm$ でありうる。

前記磁気記録媒体の前記磁性層側の表面と前記バック層側の表面との間の摩擦係数 μ は、 $0.20 < \mu < 0.80$ でありうる。

温度膨張係数 α は、 $6 [ppm/^\circ C] < \alpha < 9 [ppm/^\circ C]$ であり、且つ、湿度膨張係数 β は、 $5.5 [ppm/%RH]$ でありうる。

ポアソン比 ν は、 0.25 でありうる。

長手方向の弾性限界値 M_D は、 $0.7 [N] < M_D < 1.0 [N]$ でありうる。

前記弾性限界値 M_D は、弾性限界測定を行う際の速度 V に依らないものでありうる。

10

20

30

40

50

前記磁性層が垂直配向しているものであります。

前記バック層の平均厚み t_b は、 $t_b = 0.6 \mu m$ であります。

前記磁性層の平均厚み t_m は、 $35 nm < t_m < 120 nm$ であります。

前記磁性粉は、酸化鉄磁性粉、バリウムフェライト磁性粉、コバルトフェライト磁性粉、又はストロンチウムフェライト磁性粉を含みうる。

前記磁性粉は、バリウムフェライト磁性粉を含み、前記磁性層の平均厚み t_m が、 $35 nm < t_m < 100 nm$ であり、前記磁気記録媒体の垂直方向における保磁力 H_c が、 $160 kA/m$ 以上 $280 kA/m$ 以下であります。

前記第一の接着剤は、ポリウレタン系樹脂または塩化ビニル系樹脂を含みうる。

前記第二の接着剤は、ポリウレタン系樹脂または塩化ビニル系樹脂を含みうる。

前記サーボバンドには、複数のハの字状のサーボパターンが記録されていてよい。

前記磁気記録媒体の幅は、 $11 mm$ 以上 $19 mm$ 以下であります。

また、本技術は、前記磁気記録媒体と、

カートリッジケースと、

リールと、を含み、

前記磁気記録媒体が、前記リールに巻き取られた状態で前記カートリッジケース内に収容されている磁気記録カートリッジも提供する。

前記磁気記録カートリッジにおいて、前記磁気記録媒体の先端が引き出し可能に構成されていてよい。

10

20

30

40

50